

平成24年4月吉日

ブルーリターンAをご利用のみなさまへ

社団法人みどり青色申告会
会長 相原 淳

 イータックス ~平成24年分の申告からe-Tax送信を目指して
e-Tax推進のご案内 

税務署では e-Tax（国税電子申告・納税システム）を強力に
推進しております。（別紙「チャレンジ！e-Tax ブルーリターンAで全員送信！」参照）

申告会の方針と致しましては、行政コスト等を削減するため
にも、“ブルーリターンA利用者の方々は全て e-Tax 送信をし
ていただきたく、ご協力をお願い致します。”

e-Taxは難しくありません！

申告会で全面的にサポート致しますので、ご安心ください。

経理処理は普段と同じです。費用等も一切かかりません。

申告期に、事務局で相談された後に、e-Tax送信します。

e-Taxを行うには…

事務局までご一報いただくことで、

e-Tax開始届提出のお手続きができます。

（ご連絡の際は、「e-Tax推進の件」とお申し付けください）



社団法人みどり青色申告会

横浜市青葉区田奈町 13-17

電話 989-5011 FAX 989-5022

メール: midori-airo@nifty.com

ホームページ: ‘みどり青色’ で検索

《参考》

☆ e-Tax について質問が多い事項をまとめてみました ☆

Q1. e-Tax(イータックス)ってなんですか？

A 1. インターネットを利用して確定申告をするシステムです。事前準備が整っており、インターネットが繋がる環境であれば、パソコンで作成した決算書・確定申告書をそのまま迅速に送信できます。

Q2. e-Tax で申告するメリット、デメリットを教えてください。

A 2. **メリット**は主に次の3つがあげられます。

1. 最高3,000円の税額控除が受けられます。（条件：住民基本台帳カード（住基カード）・電子証明書を使用すること。また、平成19年分～平成24年分の間でいずれか1回。）
2. 還付金がスピーディーです。（3週間程度に短縮）
3. 添付書類を提出省略することができます。（記載内容の入力の必要あり）

税務署での処理能力の向上、郵送料のコスト削減にもつながり、税金の使われ方に対してとてもエコです。

デメリットは、特にありません。（※決算書・所得税申告書、消費税申告書が税務署より送付されなくなりますが、ブルーリターンAを利用することで問題ありません。）

Q3. 申告会でのe-Taxの送信方法は、本人送信と税理士による代理送信があるようですが、違いはなんですか？

A 3. 決算・申告のご相談を受けたのちに、いずれとも申告会事務所から送信することになります。尚、本人送信と・税理士による代理送信の詳細は以下のとおりです。申告会では特典のある本人送信を推進しております。

① 本人送信

区役所にて取得した住基カードを利用し、電子署名をした決算書・確定申告書をインターネットで送信する方法。所得税から最高3,000円の税額控除が受けられます。（1回限り）

☆ 青色申告会の会員特典 ☆

1. 初めてe-Taxを行う方には費用の一部を当会で負担します。（平成24年分まで!!）

住基カードと電子証明書にかかる発行手数料（計1,000円）を当会で助成します。

※11月末までに事前準備が完了した方に限ります。

※ブルーリターンA「キャッシュバックキャンペーン」に該当の方は金額が異なります。

2. パソコンの設定等不要+親切サポート!

申告会ではe-Tax送信の環境が整っています。また、サポートをしっかりと行います。

② 税理士による代理送信

本人に代わって、税理士が電子署名をした決算書・確定申告書をインターネットで送信する方法。

※ 3,000円の税額控除の適用は受けられません!

Q4. e-Taxで申告する場合は、どんな準備が必要ですか？

A 4. 事前準備は本人送信と代理送信で異なりますので、別紙の「e-Taxの準備から送信までの流れ」をご覧ください。